

令和6年宮古市介護予防・日常生活支援総合事業における 単価等の改正方針及び市長が定める基準について

宮古市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における単価等及び指定事業者の指定に関する市長が定める基準について、介護保険法施行規則140条の63の2第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「報酬告示」という。）の一部改正及び介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「基準告示」という。）の全部改正に伴い、次のように取り扱うこととする。

1 介護予防・日常生活支援事業における単価について

総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護または介護予防通所介護に相当するサービス）の単価は、介護保険法施行規則により国が定める額を勘案して市町村が定めるものである。

この度報酬告示が改正されたことに伴い、宮古市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱（以下「市要綱」という。）について、当該国基準のとおり改正を行うもの。

2 基本報酬について

基本報酬については、報酬告示の改正に伴い下記のとおり変更する。

(1) 国基準通所型サービス費

《改正後》	《現行》
通所型サービスⅠ（事業対象者・要支援1） 436単位（月1回～4回程度）	通所型サービスⅠ（事業対象者・要支援1） 384単位（月1回～4回程度）
通所型サービスⅡ（事業対象者・要支援2） 447単位（月1回～8回程度）	通所型サービスⅡ（事業対象者・要支援2） 395単位（月5回～8回程度）

(2) 介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）

《改正後》	《現行》
介護予防ケアマネジメントA費（1月につき） 442単位	介護予防ケアマネジメントA費（1月につき） 438単位

(3) 介護予防ケアマネジメントC（初回のみ）のケアマネジメント

《改正後》	《現行》
介護予防ケアマネジメントC費（1回につき） 442単位	介護予防ケアマネジメントC費（1回につき） 438単位

3 加算及び減算項目の改正等について

加算及び減算については、報酬告示の改正に伴い下記のとおり改正する。

(1) 国基準訪問型サービスについて

ア 高齢者虐待防止措置未実施減算

「改正後」	「現行」
高齢者虐待防止措置未実施減算 + 所定単位 × 1 / 100	【新設】

イ 業務継続計画未策定減算

「改正後」	「現行」
業務継続計画未策定減算 + 所定単位 × 1 / 100	【新設】

※ただし、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

ウ 同一建物減算

「改正後」	「現行」
【継続】	①国基準訪問型サービス事業所の所在する建物と ・同一の敷地内の建物 または ・隣接する敷地内の建物 に居住する利用者に対してサービスを行った場合 + 所定単位 × 90 / 100
【継続】	②上記①以外の範囲に所在する建物で、国基準訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行った場合 + 所定単位 × 90 / 100
【継続】	③上記①の建物のうち、国基準訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行った場合 所定単位 × 85 / 100
④正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した国基準訪問型サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者（②に該当する場合を除く。）に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合 所定単位 × 88 / 100	【新設】

エ 介護職員処遇改善加算について、期限を延長するもの

国基準訪問型サービス加算の区分	加算できる期限
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×137/1000	令和6年5月31日まで
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×100/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） +所定単位×55/1000	

オ 介護職員等特定処遇改善加算について、期限を設けるもの

国基準訪問型サービス加算の区分	加算できる期限
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×63/1000	令和6年5月31日まで
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×42/1000	

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算について、期限を設けるもの

国基準訪問型サービス加算の区分	加算できる期限
介護職員等ベースアップ等支援加算 +所定単位×24/1000	令和6年5月31日まで

キ 介護職員等処遇改善加算について（新設）

国基準訪問型サービス加算の区分	加算できる期限
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×245/1000	令和6年6月1日より
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×224/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） +所定単位×182/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） +所定単位×145/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） +所定単位×221/1000	令和6年6月1日より 令和7年3月31日まで
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） +所定単位×208/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） +所定単位×200/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） +所定単位×187/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） +所定単位×184/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） +所定単位×163/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7） +所定単位×163/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8） +所定単位×158/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9） +所定単位×142/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） +所定単位×139/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） +所定単位×121/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） +所定単位×118/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） +所定単位×100/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） +所定単位×76/1000	

(2) 国基準通所型サービス

ア 国基準通所型サービスにおける科学的介護推進体制加算（新設）

「改正後」	「現行」
科学的介護推進体制加算（1月につき） 40単位	【新設】

イ 高齢者虐待防止措置未実施減算

「改正後」	「現行」
高齢者虐待防止措置未実施減算 +所定単位×1/100	【新設】

ウ 業務継続計画未策定減算

「改正後」	「現行」
業務継続計画未策定減算 +所定単位×1/100	【新設】

※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

エ 送迎を行わない場合の減算

「改正後」	「現行」
送迎を行わない場合 片道につき47単位所定単位数から減算 (通所型サービスⅠを算定している場合は 1月につき376単位を限度とする) (通所型サービスⅡを算定している場合は 1月につき752単位を限度とする) ただし、同一建物減算を算定している場合はこの限りではない。	【新設】

オ 介護職員処遇改善加算について、期限を延長するもの

国基準通所型サービス加算の区分	加算できる期限
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×59/1000	令和6年5月31日まで
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×43/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） +所定単位×23/1000	

カ 介護職員等特定処遇改善加算について、期限を設けるもの

国基準通所型サービス加算の区分	加算できる期限
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×12/1000	令和6年5月31日まで
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×10/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） +所定単位×11/1000	

キ 介護職員等ベースアップ等支援加算について、期限を設けるもの

国基準通所型サービス加算の区分	加算できる期限
介護職員等ベースアップ等支援加算 +所定単位×11/1000	令和6年5月31日まで

ク 介護職員等処遇改善加算について（新設）

国基準通所型サービス加算の区分	加算できる期限
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） +所定単位×92/1000	令和6年6月1日より
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） +所定単位×90/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） +所定単位×80/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） +所定単位×64/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） +所定単位×81/1000	令和6年6月1日から 令和7年3月31日まで
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） +所定単位×76/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） +所定単位×79/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） +所定単位×74/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） +所定単位×65/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） +所定単位×63/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7） +所定単位×56/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8） +所定単位×69/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9） +所定単位×54/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） +所定単位×45/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） +所定単位×53/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） +所定単位×43/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） +所定単位×44/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） +所定単位×33/1000	

(3) 介護予防ケアマネジメントA

ア 高齢者虐待防止措置未実施減算

「改正後」	「現行」
高齢者虐待防止措置未実施減算 +所定単位×1/100	【新設】

イ 業務継続計画未策定減算

「改正後」	「現行」
業務継続計画未策定減算 +所定単位×1/100	【新設】

※ただし、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

4 関連要綱の改正

宮古市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する。

5 サービスコード表の改正

後日、市ホームページ上に掲載する。

6 施行期日

令和6年4月1日

7 市長が定める基準について

宮古市長が定める総合事業の指定事業者の指定に関する基準は、介護保険法施行規則第140条の63の6に定める基準に準じるものである。今回、基準告示が全部改正されたことから、宮古市も当該基準を準用するものとする。

今回特に変更があった部分は下記のとおり。

(1) 共通（国基準訪問型サービス及び国基準通所型サービス）

ア 管理者（基準告示第5条、第49条）

指定相当訪問型サービス事業所及び指定相当通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合はサービス事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

イ 掲示（基準告示第28条） ※令和7年3月31日までは適用しない。

指定相当訪問型サービス事業実施者及び指定相当通所型サービス事業実施者は原則として、運営規程の概要、介護員等の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

ウ サービスの具体的取扱方針（基準告示第40条、第63条）

指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 参考資料名

【参考資料1】

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）

【参考資料2】

介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）

【参考資料3】

「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年度3月19日老認発0319第3号）」の一部改正について

【参考資料4】

介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和6年3月15日老認発0315第4号）

【参考資料5】

介護保険最新情報VOL1210「介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について」抜粋

【参考資料6】

厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）参考資料「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」抜粋

9 今後の見直し等について

宮古市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業は、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境への働きかけも含めたバランスの取れたかかわり方を考慮し、また、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していくものである。